

議案第48号

小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成30年8月31日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

地方税法等の改正により、指定都市における市民税所得割の標準税率
が変更されたことに伴い、指定都市に従前住所を有していた者の福祉医
療費助成に係る所得制限の判定においては、従前の標準税率により判定
をする必要があるなど関係規定を整理するため。

小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

小野市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年小野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「保険者たる国、」を「保険者たる」に改める。

第3条の2第1項第2号中「維持する者」の次に「(以下「重度障害者等」という。)を加え、「及び同法附則第5条の4の2第6項」を「、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、所得割の額を算定する場合には、重度障害者等が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小野市福祉医療費助成に関する条例は、平成30年7月1日から適用する。